

受理番号	受理年月日	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	送 付 委員会名
3 年 第 2 4 号	3. 11. 16	<p data-bbox="504 300 1312 331">ワクチン・検査パッケージ制度の内容に対する請求に関する陳情</p> <p data-bbox="504 379 1500 850">政府は新型コロナウイルス感染対策と経済活動の両立を日指し、新型コロナウイルスワクチンの接種を受けたことを証明する「ワクチン接種証明書」及びPCR検査による陰性証明書を使用した「ワクチン・検査パッケージ」制度の導入を進めている。この制度を公営施設や公共交通機関及び民間の宿泊施設や飲食店の利用、旅行・イベント等への参加等の条件とすることを積極的に推奨するのであれば、市民は社会生活のあらゆる場面で接種証明書の取得と提示が求められることになり、ワクチン接種を望んでいない市民も接種を強いられることになる。これはワクチンについては個人がリスク・ベネフィットをよく考えた上で接種を判断すべきという予防接種法に反するものであり、接種を余儀なくされる者の自己決定権（憲法第 13 条）を侵害するものである。また、それでも接種しないとした者の幸福追求権（憲法第 13 条）や移動の自由（憲法第 13 条、22 条 1 項）を不当に制約するものである。</p> <p data-bbox="504 863 1500 1129">新型コロナウイルスワクチンに関しては特例承認に留まっており、因果関係は不明であるものの接種後の有害事象が数多く報告されている上に、接種開始から半年程度経過した段階で心筋炎のリスクが懸念されモデルナ製が推奨されなくなる等、明らかになっていないリスクが存在し、情報が出揃っていない状態である。このようなワクチンに関して不安を抱える人々も数多く存在するが、接種を任意としつつも上記のように非接種者へ制限を課すことで実質的な義務化へ進めることは不適切である。</p> <p data-bbox="504 1142 1500 1374">また、ワクチンの感染予防効果については十分な検証がなされておらず、厚生労働省の見解も、このワクチンは感染抑止効果を期待するものではなく、本人の発症・重症化を予防するものとなっていることから、感染拡大抑止を目的としてこの制度を導入することは不適切である。現に、6月にこの制度を導入したドイツでは感染者数が激増しており、この制度が感染対策にはならないことが明らかである。</p> <p data-bbox="504 1386 1500 1489">抗原定性検査や PCR 検査により陰性であることの検査結果証明書に同じ効力を与えることが制度に盛り込まれており、検査の無料化も検討されているが、検査の煩雑性やその有効期間が短いことから非接種者の負担が大きく、前記の違法</p>	個人	総務企画

性、不当性を払拭する理由にはならない。接種者は陽性でも制限がかからず、非接種者のみ陽性であった場合に行動が制限されることとなる。

よって、下記事項を陳情する。

記

「ワクチン・検査パッケージ」制度については、接種証明、陰性証明書を取得した者に特典を与える範囲に留め、証明書が無い者の行動を制限することがない内容とすること。

証明書が無いとできないことは作らず、行動の自由度に差を設けないこと。証明書が無い者に不当な差別を与えるような内容を盛り込まないこと。